■瀬戸内町企業立地促進補助金

〈対象業種〉

- ・製造業
- ・情報通信関連業

〈交付要件〉

- ・用地取得後2年以内に操業開始
- ・設備投資額が2,000万円以上(情報通信関連業は除く)
- ・新規地元雇用者数が操業開始後1年以内に3人以上であること
- ・町との立地協定の締結

(雇用促進奨励金の交付要件(上記に加え))

- ・操業開始後3年以内の新規地元雇用者(地域開発助成金支給対象者を除く)であること
 - ・6ヶ月以上雇用していること

【補助額】

<企業等用地取得助成金>(限度額:1,000万円)

企業用地の取得に要した費用及び企業用地造成に要した費用のうち町長が認めた額×最大20%

<企業施設設置奨励金>(限度額:1,000万円)

企業施設の設備投資額×最大20%

<雇用促進奨励金>(限度額なし) 新規地元雇用者数×45万円

<緑化奨励金>(限度額:100万円) 緑化事業に要した額×最大20%

<情報サービス業に関する助成>(限度額:500万円)

·事業所賃借料助成金

事業所の賃借に要した費用(敷金,権利金およびその他これらに類する諸経費は除く)×最大50%

・通信回線使用料助成金

事業の用に供するため支払った通信回線に係る使用料×最大20%

・研修助成金

新規地元雇用者×最大5万円/人